

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当又は特例給付の支給に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

広島県廿日市市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、住民から提出された申請書・所得情報・住民登録情報等をもとに審査を行い、児童手当の認定・通知し、手当を支給する。</p> <p>地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う</p> <p>(1)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却下のため、養育者又は受給者からの認定請求及び届出等により、必要な情報を入手し、児童手当受給者情報を管理する事務</p> <p>(2)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却下のため、養育者又は受給者の課税情報を確認する事務</p> <p>(3)養育者、受給者又は対象児童の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する事務</p> <p>(4)児童手当の支給のため、公金受取口座の情報を確認する事務</p> <p>「物価高対応子育て応援手当支給について（令和7年12月16日付こ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）」に基づき、物価高対応子育て応援手当の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務を行う。また、本手当の支給要件の確認に必要な各種情報の確認を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(児童手当に関する事務) 番号法第9条第1項 別表81の項 (物価高対応子育て応援手当に関する事務) 番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部こども課

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

廿日市市健康福祉部こども課  
〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1  
(代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130

**9. 規則第9条第2項の適用**

[  ]適用した

適用した理由

--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることがなく、児童手当台帳への入力にあたっては、職員によるダブルチェックを行っているため。

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを執務室から持ち出すことを制限しており、委託先事業者において特定個人情報を含む個人情報運用チェックシートによる情報管理を毎月行い、また職員の個人情報取扱に係る教育・啓発を定期的に行っているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	未定	実施する	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	福祉保健部児童課	福祉保健部こども課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	児童課長 田淵 昌美	こども課長 村上 雅信	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・	廿日市役所 児童課	廿日市役所 こども課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	廿日市市総務部児童課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1.取扱者数	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	廿日市市福祉保健部児童課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担	こども課長 村上 雅信	こども課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	外部監査[ ]	外部監査[○]	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7号及び別表第二 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特例個	番号法第19条第8号及び別表第二 26、30、87の項	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	福祉保健部こども課	健康福祉部こども課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・	廿日市市役所 こども課	健康福祉部こども課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1	事後	
令和4年10月18日	I 関連情報 1.特定個人情報を扱う事務	(1)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却 下のため、養育者又は受給者からの認定請求	(1)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却 下のため、養育者又は受給者からの認定請求	事前	
令和4年10月18日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事前	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和4年10月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 9. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、住民から提出された申請書・所得情報・住民登録情報等をもとに審査を行い、児童手当の認定・通知し、手当を支給する。 地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う (1)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却下のため、養育者又は受給者からの認定請求及び届出等により、必要な情報を入手し、児童手当受給者情報を管理する事務 (2)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却下のため、養育者又は受給者の課税情報を確認する事務 (3)養育者、受給者又は対象児童の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する事務 (4)児童手当の支給のため、公金受取口座の情報を確認する事務 「物価高対応子育て応援手当支給について(令和7年12月16日付成環第769号こども家庭庁長通知)」に基づき、物価高対応子育て応援手当の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務を行う。また、本手当の支給要件の確認に必要な各種情報の確認を	児童手当法に基づき、住民から提出された申請書・所得情報・住民登録情報等をもとに審査を行い、児童手当の認定・通知し、手当を支給する。 地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う (1)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却下のため、養育者又は受給者からの認定請求及び届出等により、必要な情報を入手し、児童手当受給者情報を管理する事務 (2)児童手当の認定請求の受理、認定もしくは却下のため、養育者又は受給者の課税情報を確認する事務 (3)養育者、受給者又は対象児童の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する事務 (4)児童手当の支給のため、公金受取口座の情報を確認する事務	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	児童手当情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	児童手当情報ファイル	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	(児童手当に関する事務) 番号法第9条第1項 別表81の項 (物価高対応子育て応援手当に関する事務) 番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第74条	番号法第9条別表第1の56項	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(児童手当に関する事務) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (別表第二における情報提供の根拠)106、107 (別表第二における情報照会の根拠)42、125、141、161 (物価高対応子育て応援手当に関する事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	事後	